

ZENKOKU 青税連

1992・2・10

ケルン税理士会との
インタビュー

アメリカ・カナダ視察

秋季シンポジウム

熊本大会に向けて

No.93

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12

代々木リビン303号

TEL 03(3354)4162

発行人 会長 粕谷 幸男 編集人 広報部長 岸 生子

No.93 CONTENTS 1992.2

○新年にあたって 会長 粕谷 幸男…… 3～4

○ケルン税理士会とのインタビュー…………… 5～9



○アメリカ・カナダ視察——納税者の権利と行政手続法——

益子 良一……………10～11

○アメリカ・カナダ視察始末記

小池 幸造……………12～13

○秋季シンポジウム (1991. 11. 16～17)

○シンポジウムを終えて

水谷 昇 (名古屋) ……14

○シンポジウムに参加して

藤井 眞琴 (刈谷西尾) ……14



○秋季シンポジウム IN 奈良へ

研究部長 吉田 廣彰……………15

○熊本大会案内……………15

○熊本大会に向けて

○観光の下見をして……………16～18

長谷川拓人 (千葉)

岸 生子 (埼玉)

勝又 和彦 (東京)

山岸 徹 (東京)



新年にあたって

会長 粕谷 幸男

あけましておめでとうございます。年頭にあたり、会員の皆様、ご家族の皆様、従業員の皆様のご多幸を心よりお祈り申し上げます。

昨年、世界史を揺るがすような大きな出来事がおこった。湾岸戦争、ソ連の崩壊、ECの統合である。また、我国では、バブル経済がはじけ、一連の金融不祥事にはじまり、不動産不況から、経済全般の景気後退にみまわれまはじめた。そのため、本年は、厳しい経済環境が予想される。

税理士のあり方の検討を！

全国青税は、ECにおける統合の問題について、税理士制度の側面から、関心を持って来た。'90年に、ドイツ連邦税理士会元会長で、ドイツ自由職業者連盟の副会長であり、かつEC事務局における自由職業関係のドイツ代表の一員でもあるメッカーホフ氏を招へいた。同氏の講演では、EC各国に存在する税務を専門とする職業人の域内活動の自由化のルール作りの基本的考え方、自由職業人のあり方などについて聞いた。統合後のドイツで他国の税務を職業とする場合には、一定の条件、すなわち、大学卒業資格とドイツ語による適合試験に合格する必要がある。EC各国において、このルールは同一である。

現在、日本と米国の貿易摩擦解消のため、日米構造協議がおこなわれているが、サービス分野の参入障壁として、士業（弁護士）のあり方が問題とされている。特に外国法弁護士の問題をとおして、士業間の提携、共同経営、雇用の問題が提起されている。この士業は従来の国際的活動のルール保証である。

ドイツでは、弁護士、公認会計士、税理士の合同事務所の発展、拡大が報告されており、EC統合によって、他国における士業事務所との提携もますます進むことであろう。ドイツにおけるこのような税理士事務所、税理会社の発展方向についてのドイツ税理士の基本的スタンスは、顧客のニ-

ズへの対応である。税理士にとって主要な顧客である企業が、EC域内で自由に投資し、活動することが可能になるなかで、税務の専門家もそれに対応していなければならない、顧客から総スカンを食らってしまう。そのために、税理士はどうあらねばならないかの検討を業界あげて英知を出し合っておこなわれて来た。

日本における国際社会の士業のあり方の問題は、税理士法改正問題と切り離す訳けにはいかない。自主権の確立、納税者の権利擁護、税理士業務の範囲、税理士法人などの共同化の問題を解決すべきである。全国青税としては、税理士法改正意見をとりまとめるため、数次にわたる検討を重ねているが、その結果を踏まえ、意見を発表する予定である。税務の分野で国際化がさらに、進むためには、税務行政手続法の確立が必要である。すなわち、欧米との同一水準の制度化が必要である。また、さらに、納税者の知る権利の確立や、オンブズマン制度の確立も国際化にあたって必要である。全国青税では、米国、カナダ視察団報告書で、納税者の知る権利の実情、意義等について明らかにするとともに、シンポジウムを開催する予定である。また、さらに、本年7月にオーストリアにおける納税者の権利の実情を調査する予定でもある。

昨年は、不動産コンサルタント問題等で、税務を取り込んだ新資格制度の創設や業務侵害に業界は、翻弄された。しかし、この問題を契機として、日本税理士会連合会、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本公認会計士協会、日本行政書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会が一同に会した。不動産コンサルタント制度創設阻止に向かって連携協調のうえ対処していくとの意見の一致をみたことは、大変力強いニュースである。日税連他の士業団体と連携協調しながら、不動産コンサルタント創設を阻止することに期待するとともに、強く支持したい。

全国青税は、日税連等の関係諸団体等に不動産

コンサルタント創設反対の申し入れ書を送り、その見解を表明した。

全国青税の見解の主要な論点は、

① 申告等の税務代理が出来ない者が、不動産に関する税務の仮装的税務相談をおこなうことは、依頼者に相談内容の結果の責任の所在を不明確にする。② その身分が、士業として、不動産会社から独立しておらず、不動産会社の経済的利益の庇護のもとで、依頼者の利益に奉仕出来る保証はなく、依頼者の利益よりも、不動産会社の利益のために活動する士業となる恐れがある。③ この制度化は、税理士のみならず、弁護士、司法書士等の関連士業に与える影響は大きく、関連団体が、協同して、反対運動をおこなっていかねばならない。

しかしながら、不動産コンサルタント創設の提起した問題は、単なる士業における職域の争いの問題ではない。依頼者のニーズに既存の士業はどう応えて行くかの問題提起でもある。既存の多くの士業の業務分野が、国民の経済活動のなかの法律とか、税務とか、登記とか、監査とか等を取り出して、士業が、依頼者のサービス需要に応えるものである。すなわち、不動産コンサルタントが予定している不動産に関する企画、法律、金融、税務、登記等を既存の士業に依頼するならば、弁護士、司法書士、税理士の門をたたかなければならない。それは、一人の専門家に依頼するよりも、時間と費用がかかるという問題がある。依頼者のニーズに即応するという面からすれば、不動産コンサルタント創設は、一理ある。この面を既存の士業が解決するには、既存の士業同士の提携が高度化されなければならない。既存の士業間の協同

化の可能性も含めて検討されねばならない。EC特に、ドイツでは、税理会社のうち、弁護士、税理士、公認会計士の協同携帯の会社の数が増大している。このことを考えると、日本における士業のあり方の方向性としては、大いに参考になる。これは、不動産コンサルタント創設阻止の代替措置の受皿としても、意味を持つものといえよう。

雲仙災害見舞金のご寄付ありがとうございました！

昨年の総会において国税の社会的奉仕の一環として、会員から提案があり、雲仙の被害者の方への見舞金の贈呈を企画し、集めて来た。見舞金総額が、現在のところ、100万円ほど集まっており、1月の熊本における理事会で、熊本青税経由で、被災者に寄付する予定になっている。会員の皆様の善意に大変感謝申し上げます。

課題にダッシュ！

私たちは、納税者の権利を擁護し、国民のための税理士制度確立のため、当面の課題である、税理士法改正問題、税務行政手続法の確立の問題、税理士事務所の業務充実の問題について、提言等をおこないさらに、国民の理解を得ながら、全力を尽くしたいと思います。

4月の納税者番号制のシンポジウム、8月の熊本大会成功のため、会員皆様のより一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

— <シンポジウムのひとコマ> —



ケルン税理士会とのインタビュー

1991年10月17日

帝国ホテルにて

全青：今日は、旅行のお疲れの所、全国青年税理士連盟のインタビューに心よく応じてくださり、ありがとうございます。1988年にドイツを訪問して、メッカースホフ会長のお話を聞かせていただきました。ドイツの税理士制度を勉強させていただきました。EC統合や日米構造協議により、税理士の国際化、経済の国際化によりで大きな影響がありそうです。

そのようなことで、今回税理士法の改正を考えるにあたってドイツのそれを参考にと考えております。

ドイツ：今日はお招きにあずかり有難うございます。疲れているのではないかとということですが、そういうことはありません。お目にかかれなければ、むしろ悔恨の念が残ったと思います。

昨年お招きをいただき、青税の皆様と数都市を廻って行なった講演旅行が記憶に新しく残っております。お礼として、私達が何かお役に立つことがあれば、おっしゃっていただきたいということで、今日はこうしてお目にかかれて、大変嬉しく思います。

ドイツ：ヨーロッパ及び全世界の変革は刻々と進んでおり、アジアも例外ではありません。特に経済的な工作の進み中で、税理士の努める役割りは、果さねばならない課題は、増して来ております。この時期に楔を打っておく事は大事なことと思えます。

税理士として大きな組織をもつドイツと日本の間の協力関係は欠くことの出来ないものと考えております。機会のある度に意見の交換をしたいと思えます。

ドイツ：今日ご婦人は1人しかおられないようですが、皆様にお目にかかれて大変嬉しく思います。メッカースホフ会長からも話が合った通り、国際的な関係は強くなっており、又重要であると考えます。

ドイツ：ヨーロッパでは、各国間の協力関係、特に隣国との税理士同志の懇談は具体的に進められ

て来ております。CATという税理士の組織の中で情報の交換を行っています。

2年前のケルン会の際から考えていたことは日本とドイツの税理士間の協力関係が出来ないものか、連絡がとれないものかと考えております。

ドイツ：税理士同士の協力関係という新しいアイデアになると注意深く発言しなければなりません。

定年前の方々より若い方々と仕事を進めねばならないと思います。ケルン会でも、青年及び中年の人々が関心をもっているのです、個人的にも副会長としてもこのようなお話をしたいと考えております。

全青：ここで乾杯、近藤先生どうぞ。



全青の出席は次のとおりです。

梅田 (埼玉)	平野 (東京)
大石 (")	鈴木 (千葉)
辻村 (神奈川)	勝又 (東京)
森 (")	粕谷 (")
近藤 (東京)	

ケルン税理士会の出席者は、メッカースホフ会長、グラーフェ副会長です。

全青：(森)

- 今回日本を訪問された目的
- 日本の税理士の率直な感想
- 15日に税理士事務所と税務署を訪問なさった感想をお聞かせください。

ドイツ：目的の1つは、我々ドイツの税理士が自分の目で日本の税法を見て、又確かめることにあ

る。本来なら本を見れば分るが、現状はよく分らないから。それをしっかり理解したかったのです。

国税局や、税務署でも税法の話に費やされました。ドイツと日本と合わせて13名行きたかったが、3名しか許されませんでした。ドイツでは考えられないことであり、断ろうかと思いましたが。しかし私達はクレームは云いませんでした。

訪問先に合わせて、質問状を作っておきました。国家の財政や税制について。

今ヨーロッパでは直接税がどんどん落ちて、間接税が上昇しているのです、そのような話を聞きたかったのである。質問には書面で用意はしてくれていたが、話の場では殆どふれることはありませんでした。局の構成とか組織等自分達は聞きたくない事ばかりで、非常に残念でした。

ドイツ: 皆さんがお出での時はケルンの国税局や、連邦大蔵省に来ていただいて、どんな様子か見て下さい。

ドイツ: ケルンでは何か問題があれば、国税局に抗議に行って、お互に理解するようにしています。



ドイツ: 勿論歴史的な背景の違いはあるが、年に1度は35の税務署と国税局と税理士事務所と、懇談会をするようにしています。普段好い加減な事をしていると、かなりその会議で問題にされます。自分の意志だけで、勝手なことは出来ないようになっていきます。

ドイツ: 2つ目の目的は、税務に加えて職業法の現状をドイツの税理士として見てみたかったのです。

日本では納税者の権利はないと伺っておりますが、その義務を守ることはよく分かりました。

税務調査はドイツでは日本よりもっと細かに行っており、企業には2~4週間前に予告があり、税理士が病気等になった場合は、延ばせます。

ドイツ: 3つ目は日本の文化と、日本の方々と知

り合いになることです。

ドイツ: 実務としては申告の期限が短いと思う。ドイツでは前納金の前年度の100%ですが、日本では2/3或は50%で、期限が3ヵ月なので、税務署は大変であろう。税理士にとっては更にきついことになると思います。ドイツでは6ヵ月位ありゆとりがあります。

ドイツ: 税務署に提出する期限よりも、商法上定められている期限や、銀行に提出する書類の期限の方が、自分達にとってはきついと思います。

ドイツ: ドイツと日本では前払いの方式がちがうように思います。消費税の仮申告は毎月であるが、どれ位売上げがあがっているか確かに分るからよいと思います。

所得税・法人税は3ヶ月毎に払うようになっており、国家にとっては日本より良いと思います。

そして、税理士がきちんと仕事をして行くには、時間の余裕も必要だし、国家にはお金がきちんと入っているのだから。

全青: 日本では税務署のOBの方たちが無試験で税理士になるので高齢化になるが、ドイツではどうですか。

ドイツ: 特に意識して見ていたのではないので、はっきりとは云えないが、日本の場合は、経済界にも年功序列があるとは知っているが。

ドイツでは、官庁出身者は数%もいません。又なったとしても、決算書等はとても作れません。退職金があるのに何故働くのかと云われます。

ドイツ: 税務署職員から税理士になっても3年間は管轄地域では仕事が出来ないし、お客もつきません。

全青: 日本は1年となっているが、殆ど名目です。

ドイツ: 期限を守らないと大変なことになります。ケルンの税理士の報酬は600マルク(50000円)ですが退職官吏に払うのは抵抗があります。法規では税理士になれるが、試験を受けて税理士になるのが98%であとは大学の教授になるのが普通です。

日本で税理士になる理由は何なのであろうか。

ドイツ: 納税者は何10年も役人をやっけて来た頭のかたい人よりも、納税者の味方として仕事して来た税理士を選ぶということです。

ドイツ: 税理士が任命する委員会は、官庁が1人、税理士が2人です。官庁を止めて税理士になろう

とする人は、止めさせられる理由があるし、外からは分からない理由があっても、委員会の税理士が阻止すればなりません。

ドイツ：実例として健康上の理由で官庁を止めた人の任命を断わったことがあります。裁判になって自由業として半日働くことでOKにはなったが、反対の理由は、役人として働けないのに税理士としてなら働けるのか。簡単には受け入れるわけではありません。

全青：統一されたドイツで、旧東ドイツに税理士として援助されていることについてお話し下さい。話しづらいこととは思いますが。

ドイツ：旧東ドイツでは国営の経済企業が8000から9000ありました。

ドイツ：管財機関が一度引き受けた形になっています。

ドイツ：1990年管財機関が国営企業を整理して、買手を探すようにしています。

ドイツ：現状では国の内外で約1000位しか買手が見つけられていません。誰かの所有であったものは、その者にもどすようにしています。まだ7000から8000は残っています。

ドイツ：残りの半分位は倒産になると思います。売り上げを見ても、企業としての収益は上っていません。数万人の従業員に、500～1000億マルクを払っています。

ドイツ：1991年の1月から、西側の税法が変わったが、旧東ドイツの税理士で知っている人が何人いるか殆どいないと思います。30から40年前になった人が300人位いるが、大企業の仕事をしていた人達に仮免を与えています。しかし数年のうちに試験を受けて正規の税理士にならねばなりません。

ドイツ：この場合3つのことが考えられます。

1つは各企業を、買い取った企業の税理士が仕事を引き受けます。全く新しく出来た会社は、東側の2500人の仮税理士と西側とで競走になっています。

最終的には旧東ドイツの税理士は、小企業の顧問位しか出来ないでしょう。

ドイツ：西側の税理士会としてはとりたてて、何もしませんでした。東側のそれが協力すると云えば、協力はしてきました。合同事務所的なやり方で、しかし実際にはうまく行きませんでした。

寧ろ東の税理士の教育をして、実力が増して行

くことを計画しています。そのための36のプログラムを用意しています。東の事務所に西の税理士がいなくても仕事出来るような制度が出来ています。

ドイツ：このような特別な措置が、新しい税理士



会ともとの間に摩擦を起しています。

しかし新しい地域の税理士の知識が今の税法のレベルに及んでいないので、監査等は出来ません。

試験を受けてもらわねばならないが、普通に受けたのでは受からないでしょう。

管財機構は、国営企業の仕事に分けて、出来るようにせねばなりません。大企業が優先されて、中小の事務所に仕事が来ません。

全青：日本では地方にはOBの方が相当数いる。これは一時期税理士が不足した時、しばらくはやって宜しいと云うことで出来た法律です。46年からまだ尾をひいています。

ドイツ：悪貨は良貨を駆逐するの例えもあります。旧東ドイツで300人から仮免により2500人になったのは1991年の新しい税法によります。以降は試験を受けねばなりません。

全青：ドイツ税理士法第4条では、税理士以外の者が仕事をしてよいと規定しているが、第5号で諸商業を営む事業主が、顧客に対する税務援助を出来るとなっているが、いかがですか。

1992年のEC統合に向けて、ドイツにおける適合試験とか、職業の進展具合はどうですか。

ドイツ：税理士法を持っているのは、ヨーロッパではドイツだけであるが、ECが統合しても、各国の規定は残ります。他の国ではどうなるかという質問ですか。

全青：各国で、名称等がどうなるかということです。

ドイツ：現状は各国の税理士がドイツで仕事をするにはドイツの国家試験を受けねばなりません。ドイツで税理士事務所を作ろうとすれば、やはり試験を受けねばなりません。会社（法人）の責任者にはなれません。

ドイツ：ドイツから他の国に行っては出来るが、逆は出来ない。弁護士なら出来ます。

ドイツ：相当無理なこととは思いますが、ヨーロッパ全体に広げたいと希望はあるが、現状が全然ちがうのでむずかしい。

去年も云ったが、ECではそういう規則をくずそうとする動きがあります。

全青：税務援助で顧客に援助出来ることがありますか。

ドイツ：制限されたサービスが主で、何でも出来るわけではない。例えば輸出品について、関税がどうのということ位で、他のことはやりません。

全青：日本は銀行が税務相談サービスをします。税理士がいないと違反になるが、ドイツではどうですか。

ドイツ：法律で決っているが、守らねば刑罰に服することになります。

ドイツ：ドイツには公認会計士会社、税理士会社、合同事務所があります。それぞれの会社は独自に決算をします。各会社に所属してはいるが、その会社の仕事だけするとは限りません。

全青：その業務についてお聞かせ下さい。

ドイツ：税務相談、記帳、給与労務計算、商業貸借表、税務貸借表等の作成、申告書、経営相談、形態相談、株式対策等の税金に関するまわりの部分、民法の問題等の相談に応じています。

全青：税務会社の収入は、会社の収入になるが、年間の営業収入はどの位あるのですか。

ドイツ：売上げ250万マルク位と思います。

全青：税理士の収入は、又理事になる基準は。

ドイツ：理事は25人位います。有限会社であるが理事になる人は資本金の一部を持っています。各部門のチーフで作業の権限を持っている人は税理士です。決定権を持っている人は必ず税理士です。

全青：年数でなるのか。

ドイツ：年数は関係ない。

全青：理事が高齢で亡くなった場合は。

ドイツ：5年前までは税金対策上の高齢者対策はやっていませんでした。

全青：取締役の報酬はどうやって決めるのですか。

ドイツ：法人で取締役の給料をあまり高くすると、利益を吸収してしまうので、上限はあります。出来るだけ最高を払います。あまり高いと税務署が認めません。

2つの会社なら15000～25000万マルク位で、その位なら認められます。

全青：金額を決める方法は。

ドイツ：株主が決めます。

全青：会社と個人があるが、会社にした時の利益は。

ドイツ：1つは責任があります。会社なら損失があった時は資本金の枠内で賄うことが出来る。何人かでやっている場合は、特定の人に頼むが、会社なら会社全体で対応してゆくことになります。理事や取締役の負担が減ります。

全青：年金の積立てがあったが、その他は。

ドイツ：税制上、有限会社であれば、貸借表の作成が義務づけられているから、それによって準備金等を支出として出せるので、明るい展望を掴めるし可能な措置を取れます。従業員は義務付けられてはいません。

ドイツ：税金上は欠点と云える。会社だから利益が出れば、営業税を払わねばならない。取締役等の給料を上げれば、税金は減るが、故に税金対策上不利と云えます。

全青：顧客は個人を指定するのか、会社か。

ドイツ：個人的に担当者とは相談するのは日本と変りはないが、大事な点は会社の株主、税理士がやらなくてもよい。合同事務所であると、株主が病気等の場合には税理士がすぐ出る。会社であれば代りがいるから差支えはありません。

全青：日本では会社を信頼してくるが、ドイツでは顧客を取るために宣伝するのですか。

ドイツ：宣伝の禁止は日本と同じです。

全青：職員の業務研修は内部か外部ですか。

ドイツ：両方で行なっています。社内なら4～8週間ミーティングをする。外部ならセミナーに参加する。1年に1回位。費用は会社負担の時も個人負担の時もあります。

全青：契約は会社としてするのか、契約書はどうしているのですか。

ドイツ：15年位前までは契約書は作っていたが、

現在はこの業界ではあまり行なわれていません。
全青：理事になるものに株を与えるが、額面で与えられるのか時価ですか。
ドイツ：両方で行ないます。
全青：日本では税務代理、税務書類、税務相談の3つが決まっているが、それから理事の報酬はどうやって決めるのですか。
ドイツ：取締役としてではなく税理士から計算して行く。5000~1000マルク位が従業員の給料で、取締役は上積みします。会社の大きさにもよるが、根拠がないとだめである。任意にやると、脱税と見られます。
全青：ドイツは税理士の地位が非常に高いが。
ドイツ：申告書にサインはしてないが、税理士が関与したと分るようにしてあげればよい。税理士が関与していれば、基本的な間違いはないと税務署は理解しています。

全青：従業員がなかなか資格が取れないのですが、ドイツでは何を目的に会社に入るのですか。
ドイツ：人によって異なる。何時間働くと決めて、自分は家庭をもっていると満足している人もあるし、一生懸命やるが、将来取締役になれるかどうか聞いて入って来る人もあり、いろいろです。
全青：1人で幾つも会社を持っているのですか。
ドイツ：その会社が税理士によって管理されていれば、幾つ会社の株主になっても差支えありません。
ドイツ：高齢者対策としては、色々な形の保険はやっております。
全青：そろそろお時間ですので、本当に長い時間おつきあいいただき、ありがとうございます。有意義なお話をいろいろお聞きできて、私たちの今後の活動に役立てていきたいと思ひます。

《ケルン税理士会からの礼状》

STEUERBERATERKAMMER KÖLN
 KÖRPERSCHAFT DES ÖFFENTLICHEN RECHTS
 VOLKSGARTENSTRASSE 48 5000 KÖLN 1 - TELEFON 02 20 42 00 00
 DER PRÄSIDENT

青年税理士連盟
 会長
 柏谷幸男 様

Verband der japanischen
 Junioren-Steuerberater
 Herrn Präsident Kasuya

1991年12月18日

18. Dezember 1991

敬愛なる 柏谷会長 様
 敬愛なる 理事の補佐及び税理士の皆様方

Sehr geehrter Herr Präsident Kasuya,
 sehr geehrte Damen und Herren.

Für den freundlichen Empfang der deutschen Delegation anlässlich unserer Japanreise im Oktober diesen Jahres möchte ich mich persönlich, aber auch im Namen aller Reisetilnehmer nochmals recht herzlich bedanken.

Eine bleibende Erinnerung an den Besuch in Ihrem Land und in Ihrer Stadt ist Ihr großzügiges Gastgeschenk. Vielen Dank!

Sollten Sie wieder einmal Deutschland besuchen, so würde ich mich sehr freuen, wenn ich als Präsident der Steuerberaterkammer Köln Sie als Gäste begrüßen könnte.

Gleichzeitig möchte ich Ihnen auf diesem Wege die besten Wünsche für ein frohes Weihnachtsfest sowie für ein gutes neues Jahr übermitteln.

Mit freundlichen Grüßen

(H. Mückershofer)
 (H.) Mückershofer
 Präsident

この10月の日本訪問に於きまして、皆様がドイツからの派遣団をご親切にお迎へ下さいました事に、ケルン会会長として、又、派遣団同様に名前前に於きまして、再度心よりお礼申し上げます。

貴団と、貴会所在の都市の訪問の機会がたいへん嬉しい事は、本当に素晴らしい贈り物です。本当に有難う御座いました。

又、ドイツへお越しになる事が御座いましたら、ケルン税理士会会長として、皆様を歓迎申し上げる事が出来れば、誠に幸甚です。

この場をお貸りしまして、楽しいクリスマスと良き新年を心よりお祈り申し上げます。

敬具

会長 フーベルト ムッカースホフ

アメリカ・カナダ視察

——納税者の権利と行政手続法——

益 子 良 一

1. はじめに

全国青年税理士連盟では、1991年9月15日から25日にかけて、アメリカ・カナダの税務行政手続と納税者番号制の実態について視察を行った。

詳しい視察の内容については、後日視察団報告書として発表する予定であるのでそれをみていただきたい。

アメリカやカナダでまず驚かされたのは、税務職員（署長も含めて）が納税者のことをクライアント（お客様）と呼んでいたことである。

つい最近までは、タックスペイヤーといっていたのがクライアントという呼び方にかわったのは納税者の権利と密接な関係があるといつてよいだろう。

そして、カナダでは税務署の職員がストライキをやっている、我々が訪問した前日にストライキが終ったという日本の税務署では考えられないようなことも体験した。

納税者番号制のセーフガードとしての情報公開法やプライバシー保護法そしてオンブズマン制度など、納税者の権利を守るための諸制度について視察してきた。

しかしここでは、アメリカやカナダで納税者に配布している税務行政の指針（納税者の権利）を紹介したい。

アメリカの税務署には、Your Rights As A TAXPAYER「納税者としてのあなたの権利」というパンフレットが置かれている。

またカナダでは、Declaration Of Taxpayer Rights「納税者の権利宣言」が各税務署に掲げられている。

（その内容の翻訳については、今回の視察に参加した熊本の牛島昭三会員が小冊子にしている。TEL096-371-5902）

2. 納税者としてのあなたの権利

アメリカの「納税者としてのあなたの権利」というパンフレットでは、太いゴシック文字で納税者の権利を高らかにいつている。

即ち、「納税者として、皆さんはIRS（内国歳入庁）の職員から、公正に、専門的に、迅速に、かつ礼儀正しく扱われるべき権利を有します。IRSの目標は、税制の完全性・能率および公平さという点で、最高の信頼を納税者から得るために納税者の権利を擁護することにあります。納税者は、いつでも適切な待遇が受けられるように、課税の各段階において納税者に認められた多くの権利について知るべきです。」（……は筆者）

以上の前文のあとに、「申告準備への無料案内と援助」からはじまって、「プライバシーと守秘義務」や「代理人と録音」そして「調査結果の説明」など、各段階における納税者の権利がのべられている。

日本の国税庁において、このように格調高く納税者の権利について述べた文書があるだろうか。

日本では、納税の義務ばかり強調されて、納税者が本来もっている権利について知らされていないことの方が多いといえよう。

3. 納税者の権利宣言

カナダの「納税者の権利宣言」についてみてみよう。

アメリカと同じように、前文はゴシックの太い文字で次のように宣言している。

即ち、「カナダの憲法と法律は、所得税に関する種々の問題において、納税者を保護する多くの権利を納税者に与えています。納税者はそれらの権利を知る権利があり、また主張する権利があります。納税者には、その言い分が聞きいれられ、公正に扱われる権利があります。納税者がその権利

を行使することを助けるのが、税務署およびその他の部署における国税庁の職員の重要な役割です。不服申立てについての公正な取り扱い、納税者の重要な権利の一つです。(……筆者)

このような前文のあとに、アメリカと同じように、各段階における納税者の権利がのべられている。

4. まとめ

現在日本では、行政手続法の制定にむけて作業が行われている。

その過程で税務行政の手続について、「租税の賦課徴収に関する手続きは特殊な行政分野である」として、適用除外の方向で法案作成の作業が行われている。

しかし税務行政手続法の制定こそ納税者の権利を守るために必要なことであろう。

質問検査権は犯罪捜査のための調査権ではないにもかかわらず、ややもすると納税者の人権を無視したような調査手法がとられることがある。

目的が正しければ即ち課税の公平のためにはどんな手段をとっても許されるというのであれば、それは法治国家とはいえないし、民主主義国家といえない。

アメリカやカナダでは、行政側は納税者のもっている権利を知らさなくてはいけない義務を負っている。

日本においても、納税者の権利を確立させるために、我々は税務行政手続法の制定にむけて運動を推し進めていく必要があろう。

なお今回の視察にあたり、コーディネートしていただきなおかつ同行して通訳までしていただいた石村耕治先生をはじめ、日本大学からハワイ大学に留学中の中村芳昭先生に多大なお世話になったことに対してこの紙面を借りて感謝したい。

Your Rights

AS A TAXPAYER

As a taxpayer, you have the right to be treated fairly, professionally, promptly, and courteously by Internal Revenue Service employees.

Free Information and Help in Preparing Returns

You have the right to information and help in complying with the tax laws. In addition to the basic instructions we provide with the tax forms, we make available a great deal of other information.

Privacy and Confidentiality

You have the right to have your personal and financial information kept confidential. People who prepare your return or represent you *must* keep your information confidential. You also have the right to know why

On
pr
yo
co
eff
ou
th
su
kn
yo
tax

Revenue Canada Taxation Revenu Canada Impôt

DECLARATION OF TAXPAYER RIGHTS

THE CONSTITUTION AND LAWS OF CANADA ENTITLE YOU TO MANY RIGHTS THAT PROTECT YOU IN MATTERS OF INCOME TAX. YOU ARE ENTITLED TO KNOW YOUR RIGHTS. YOU ARE ENTITLED TO INSIST ON THEM. YOU ARE ENTITLED TO BE HEARD, AND TO BE DEALT WITH FAIRLY.

FAIR TREATMENT IN ALL DEALINGS WITH NATIONAL REVENUE TAXATION MEANS IMPORTANT RIGHTS TO:

Information

You are entitled to expect that the Government will make every reasonable effort to provide you with access to full, accurate and timely information about the Income Tax Act, and your rights under it.

Impartiality

You are entitled to an impartial determination of law and facts by departmental staff who seek to collect only the correct amount of tax, no more and no less.

Courtesy and Consideration

You are entitled to courtesy and considerate treatment from National Revenue Taxation at all times, including when it requests information or arranges interviews and audits.

Presumption of Honesty

You are entitled to be presumed honest unless there is evidence to the contrary.

FAIR TREATMENT UNDER THE CONSTITUTION AND LAWS OF CANADA INCLUDES IMPORTANT RIGHTS TO:

Privacy and Confidentiality

In addition to other constitutional and legal rights, you have a special right that personal and financial information you provide to National Revenue Taxation will be used only for purposes allowed by law.

Independent Review

You are entitled to object to an assessment or reassessment if you think the law has been applied

An Impartial Hearing Before Payment

Until you have had an impartial review by the Department or a court, you may withhold amounts disputed in formal objections filed after January 1, 1985. If you appeal to a higher court, you will be able to provide equivalent security instead of paying those disputed amounts.

Certain exceptions, set out in legislation to guarantee these rights, are applicable to frivolous appeals to the courts, or where collection is clearly

HELPING YOU EXERCISE YOUR RIGHTS REMAINS AN IMPORTANT ROLE OF THE STAFF OF NATIONAL REVENUE TAXATION AT ITS DISTRICT OFFICES AND OTHER LOCATIONS. FAIR TREATMENT OF A COM-

全青・アメリカ、カナダ視察始末記

アメリカ・カナダ視察団 団長 小池幸造

(1) 昨年9月15日より25日までの11日間、アメリカ・カナダの税務行政適正手続および納税者番号制の制度・運用を視察してきた。

視察内容の詳細については、視察団報告書が全国青税視察団より刊行されるので、これをご参照いただきたい。本稿では、視察団の団長として報告書に載らない内容のものを思いっくまま書きとめてみた。

(2) 本視察の企画は一昨年の9月より、執行部よりもちあがり、その準備に約1年間を要した。

そして、本視察が実現できたのはなんといっても石村耕治朝日大学教授のご尽力によるものであった。教授は視察の企画だけでなく、視察先とのコーディネイトも引き受けて下さり、さらに現地での通訳もすべてしていただいた。本視察が成功裡に終了したのも、まさに教授のおかげであった。ここで記して感謝の意を表したい。

また、ハワイでの準備や視察はハワイ大学留学中の中村芳昭日本大学助教授に、ご尽力いただいた。記して感謝の意を表したい。

正直いって、私自身は前回の全青税欧州商法事情視察(1988年10月実施)のイギリス・フランスのコーディネイトの大変さで懲っていた。

外国とのコーディネイトは、言葉のハンディは当然のこととして、時差があるため連絡する時間帯に制限がある。時差など大したことはないと思われる方が多いかもしれないが、これが実は大変なのである。また、相手の顔を見たこともない場合が多い。確かに紹介で行うが顔を見たことが無いというのはお互いにやりにくい。

また、視察団を受け入れる側も大変である。1度に20名以上の人のための準備をするのである。視察団側の都合ばかりを聞いていられない。この大変さを理解するのに一番なのは、自分の事務所で、外国人視察団20~30人を受け入れることである。

このように、視察の準備自体が視察と同じくら

い大切であり、その準備に費す時間のほうが実は直接の視察時間より長いのである。

真面目な外国視察であればあるほどその準備に時間と費用を費すのである。今回の視察はその大変な部分の殆どを石村教授が引き受けて下さったわけである。

(3) さて、わが視察団は青税会員28名、石村教授、ハワイより留学中の中村芳昭日本大学助教授が参加され、総勢30名。実は当初青税会員は30名であったが、直前になって2名が不参加となった。1人はパスポート紛失のため行けなくなったのである。彼は熱心(?)に英会話の勉強をしていたため非常に悔しがっていた。

また、前回の全青欧州視察と比し特記すべき事は、女性6名の参加があったことである。大体、男ばかり30名が訪問したり移動したりするのは、外国人の眼からみて奇異である。また、女性の参加があったことで、視察団全体がなごやかになったことである。男だけで10日以上も外国で顔をつきあわせていると、わがままもでてとかく角がたってくるものである。

スケジュールといえば、かなりのハードスケジュールであった。非常に欲張った視察であったので訪問先を移動時間などを組みあわせ、出来上がったスケジュールをみて初めて、「何だ、このスケジュールはハードそのものだ」と益子事務局長といっしょに溜息をもらした。11日間で、なんと機中泊3回、ホテル6ヶ所。同じホテルに2泊したのは2ヶ所だけ。全員一緒に行動していないと次の宿泊地に行けないのである。

移動で1日に2回飛行機を乗りかえた(3回飛行機に乗ったということ)こともあり、ちょっと飛行機が遅れば次の飛行機に乗り遅れとなり、次の訪問地へ行けないのである。この日のフライトスケジュールは無理を承知で組んだが、正直言って怖かった。旅行会社の担当者も添乗員も、「こんなスケジュールの団体は例が無い」とつぶやいて

いた。

(4) 30名もいるし、ハードなスケジュールなので、アクシデントはあると思っていた。でも視察そのものを途中で中止しなければならないようなアクシデントは無いだろうとは思っていた。

実際、初日よりアクシデントがあった。出発の前々日に旅行会社より出発時間を遅くできないか(約4時間)、という連絡が入った。結論としては予定どおりの出発時間となったが、本当に大丈夫かなと思いがちながら成田空港に向った。案の上、空港についた途端、旅行会社の人より「飛行機会社のダブルブッキングで全員は飛行機に乗れないかもしれない」ときた。チケットの枚数は1名分不足している。出発直前になるまで全員行けるかどうかわからない。乗れない場合は団長である私が次の飛行機で行くということになった。ところが、出発10分程前になって乗れることが判明。このハプニングのおかげで、実は視察団の約半数(私も含む)がビジネスクラスでハワイまでいけることになった。

もう1つのアクシデントは、公務員ストライキであった。事前に連絡は入っていたが、カナダ国税庁で公務員ストライキがあり、カナダ国税庁の建物に入れないのである。無理をしてカナダ国税庁建物内でレクチュアを受けようとするれば、ストライキ破りと誤解されてしまうのである。急遽、予定を変更して、ホテルの会議室を借りてレクチュアを受けた。カナダでは国税庁でも公務員ストライキがあるということがわかった。

(5) ハワイでは、ロス・ハワイ大学教授の自宅に招待され、パーティを開いていただいた。

30名という人数を招待していただいたのである。驚いたのは、ロス教授宅の家の広さもさることながら、庭の広さ、そしてプールが庭にあったことである。われわれのために日本人の知り合いの方を頼んでパーティに参加していただき、そのうえ、ロス教授自身がバーベキュー係となり、われわれを接待して下さったのである。感激このうえなかった。

また、カナダのウエスタンオンタリオ大学でのセミナー終了後、お礼のパーティを開き、アーノルド教授を初めとして、講師の方々においでいた

だいた。

大学でのセミナーだけでなく、その後もパーティにおいでいただき、われわれと時間をとっていただいた。ただレクチュアを受けるだけでなく、その講師の方々と接して楽しく視察のひとつときを過ごさせていただいた。

翻って、「国際化」とはいったい何か、ということはこの2つのパーティで考えさせられた。

外国の制度を文献で調べるのも国際化。外国に視察に行くのも国際化。しかし、やはり「国際化」にとって一番大切なのは、人的交流ではないだろうか。しかも、その人的交流ができる受け皿がシステムとして整備されていなければならない。

カナダのウエスタンオンタリオ大学には「ナショナルタックスセンター」が設置されており、その所長がアーノルド教授である。このセンターがわれわれ視察団の受け入れ先であった。確かに石村教授がアーノルド教授と交友関係にあったことが大前提であるが、わが国において外国からの税制関係の民間視察団を受け入れることができるシステムがどこにあるか。「国際化」といいながら、わが国にはこのような民間視察団を受け入れるシステムが殆ど存在しない。「国際化」とは日本人が一方向的に相手側に負担をかけさせるだけの「国際化」ではないか、ということを痛感した。

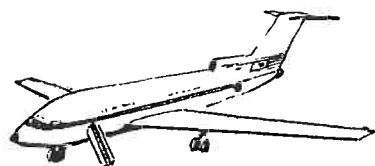
(6) 本視察団は、全員無事に9月21日帰国した。多分一同、なんとハードな視察であったかと胸中に秘めながら。

やはり、「百聞は一見にしかず」である。もちろん、事前の勉強をしたうえでのことである。

視察では書物にないことが体験できる。活字からだけではその運用の実態はわかりにくい。

一匹狼の税理士が、仲間の税理士と外国で10数日も団体行動をするのもまた楽しい(?)。

今後も、全国青税はその若さと行動力で、積極的に独自の海外視察を行い、そして「国際化」の一部でも担うことができるようになることを次代の会員諸兄に期待したい。



シンポジウム

1991年11月16日～17日

西浦温泉にて

'91年全青税秋季シンポジウムを終えて

名古屋青税研究部長 水谷 昇

11月16日、17日の両日に向け、晴天にもめぐまれ盛況の内無事終了しましたことを報告しますと共に刈谷・西尾青税の方々並びに全青税他大会関係者の方におかれましては大変苦勞されたかと思ひます。深く御礼申し上げます。

さて、この度編集部の方々より、今回のシンポジウムに向けての研究活動での苦勞話を書いて下さいとの依頼がありましたものの私より実際は研究部員(発表者)の苦勞が大変だったと思ひます。と申すのは、今回私共のテーマ発表が「税法上の時価」であり、税務上明文規定もなく、参考文献もあまりない状態であり、又実務においても難解な問題であります。又、今回のシンポジウムに向けて7月から約10回の部会を開催しましたが、なにぶんにも印刷、編集との関係上、実質活動は6、7回程度であり時間的制約上十分な出来とは思ひません。従ひまして、今後は1年先2年先のシンポジウムに向けての体制づくりが必要ではないかと思ひます。



今回の研究活動を通じ、自分自身税法はもちろん他方面に関し非常に視野が狭かったことを痛感しました。と申すのは、部活において雑談の中から多くの情報を得ました。又税理士仲間が増えたことは、今後の自分においても無形の財産だと思ひます。又、今回のシンポジウムにおいて、一部討論会形式で多くの会員と討論できたことを非常にうれしく思ひています。

最後になりましたが、この書面をお借りしまして、このシンポジウムに向けて頑張っていたい

た研究部員を始め、大会関係者、又遠方より出席していただいた会員の方々に御礼申し上げます。

秋季シンポジウムに参加して

刈谷西尾青税 藤井 真琴

私が青税に入会してからもう随分年数がたちましたが、今までは単位青税の行事に参加する他は、全国大会とシンポジウムにそれぞれ2～3回ぐらい出席した程度で、それほど大した活動もせずに暮れてしまいました。

それが今回の秋季シンポジウムでは、我が刈谷西尾青年税理士クラブが10年ぶりに三河湾西浦温泉「ホテルたつき」にて、会場準備および受付を担当することになったのです。

そこで、クラブとしましては、理事会を今回の会場にて下見を兼ねながら開催したのをはじめ、その後当日までに何回も打合せを重ねて準備してまいりました。何分、少人数のことゆえ遠方より熱心に参加され研修に励まれた先生方には、いろいろ不手際があったことと思ひますが、会員の皆様方のご協力のおかげでどうにか大過なく無事終了することができました。紙面をお借りして厚く御礼申し上げます。

幸い今度のシンポジウムでは、これからの私たちのクラブをしょってたっていかれる若い先生方が2日間にわたって熱心にお手伝いいただき研修していかれました。これを機会にして単位会の活動がますます活性化され、将来は刈谷西尾のメンバーにより分科会の場で、研究の結果を発表できるようになれば、それが、今回のシンポジウムの一番の成果といえるのではないかと思ひます。



研究部長あいさつ

秋季シンポジウム I N奈良へ—来年もよろしく—

研究部長 吉 田 廣 彰 (近畿)

今年度の研究部長の吉田です。平素は研究活動にご理解ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。おかげ様で今年度も秋季シンポジウムを開催する運びとなりました。今回は私の地元奈良を会場にして、秋の土・日曜の2日間にわたってシンポジウムを行う予定です。

奈良といえば修学旅行以来という方も多いのではないのでしょうか。奈良は京都ほど華やかではありませんが、逆に都市化されていない良さがあります。また法隆寺のある斑鳩、薬師寺や唐招提寺の西の京、足をのばせば古墳がたくさん残っている飛鳥など見どころも一杯です。目まぐるしくうつりかわる経済のうねりの中に身を置く我々ですが、千年以上も変わらずそこにあるお寺や仏像をながめていると、ふと時が止まったような気になります。それはとても大切な一瞬かもしれません。是非この機会に奈良に足を運んでみてください。

シンポジウムは前回同様6つの分科会を2回に分けて行います。各单位青税の研究活動の成果を発揮する場でもありまして、各研究担当者の方の

活躍ぶりが今から非常に楽しみです。

また夜は夜で全国から集まった仲間が大いに飲み、大いに議論して親睦を深めていただくべく、楽しい催しをひそかに企てております。こちらの方も楽しみにしてください。

奈良は近畿青税の中では一番人数の少ない支部ですが、イベント好きが揃っておりまして、歴史に残るシンポジウムにしたいとはりきっておりますので、多数のご参加をお待ちいたしております。

最後に私事で恐縮ですが、私、部長就任と同時にウイルス性肝炎で2ヵ月入院いたしまして、粕谷会長をはじめ会員の皆様に多大なご迷惑ご心配をおかけいたしました。健康のありがたさを身にしみて感じております。今、入院中に落ちた体力の回復が思った以上に時間がかかるのにとまどいながらも、禁酒禁煙禁ゴルフで春には全面回復を目ざして頑張っております。

今後とも皆様に助けられ、はげまされて、研究部長の職責をはたしたいと思っておりますので、ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

第25回 全国青年税理士連盟 熊本大会の案内

日程 1992年8月9日(日)～8月11日(火)

—— [スケジュール] ——

8月9日(日) 記念講演 山本守之先生
定期総会
懇親パーティー
ナイトツアー
熊本市内観光(家族)

大会会場 熊本市総合婦人カルチャーセンター

懇親会会場 熊本ニュースカイホテル 3F
玉樹の間

宿泊ホテル 熊本ニュースカイホテル

参加費用 会員 1名34,000円

大人1名 24,000円(中学生以上)

小人1名 20,000円

8月10日(月)～ 観光ツアー

(内容は次ページを見て下さい)

熊本大会 に向けて

阿蘇・黒川温泉コースを下見して

千葉青税 長谷川 拓 人

私と千葉青税の鈴木会員は、熊本青税の上村会員の白い乗用車に乗り込み、阿蘇・黒川温泉方面の下見旅行へとスタートした。

渋滞のない広い道を車はスムーズに進み、まずは「阿蘇猿まわし劇場」の見学である。周防猿まわしは、この地では古くから伝えられたものであり、最近では村崎太郎・二郎のコンビでテレビでも広く知られている。

私達が観たのは、村崎二郎三助コンビで、前座の訓練中の猿の演技をふくめ約40分間・大変楽しませていただいた。円形のすりばち型の舞台なのでどこに座っても猿がすぐ近くに見え、猿と観客が一体となった笑いであった。

今年は申年でもあり、「必見の価値あり」である。

そこから車で約30分、次は「阿蘇クマ牧場」である。園内にはヒグマやメガネグマ等8種、300頭が飼われ、北海道大会の時の登別のクマ牧場を想い出す。バスケットから算数までやる子グマショーもあり、家族連れには、十分楽しめる場所である。

このコースのメインは何と云っても九州の中ほどに大きく横たわる大カルデラ「阿蘇」であろう。中央に巨大な火口から噴煙をあげる中岳をはじめ、阿蘇五岳の雄大な山塊がある。その一つ烏帽子岳の中腹に、草千里がゆるやかに緑の波をうち、麓には見渡す限りの大平原が広がる。まわりを見渡すと五岳を取り巻くように外輪山が屏風のようにそそり立ち、すばらしい自然美が展開する。阿蘇独特の目をみはる様な景色の後、古くから疵の湯として親しまれている秘湯「黒川温泉」に到着。

二十数軒の宿があるが全ての宿に露天風呂があり、青税の会員家族は、どこの風呂にでも入れる「手形」をもらえるという。お湯は豊富でしかも料理も美味しく又温泉街は谷間に位置し、夏も涼しい所だそうである。

動物の多才な芸が見られ、雄大な阿蘇の絶景を望み、お湯が豊富なグルメの温泉に泊り……

家族連れには特にお勧めのコースであると思う。

天草コースを下見して

埼玉青税 岸 生子

平成4年1月18日の早朝、8月の熊本大会の観光ツアーの下見のため、熊本へ向けて出発した。

羽田で飛行機に乗ってしまえば、あっという間に熊本へ到着である。

熊本空港で、「全国青税御一行様」という紙を持った熊本青税の山本会員の出迎えを受け、そのまま山本会員の運転で下見旅行を開始した。

メンバーは、神奈川から森会員、埼玉から、大石会員と私、そして案内役をしてくださる山本会員である。

私たちの向かうコースは、天草五橋を経て、本渡、キリシタン記念館、殉教公園から松島温泉で一泊である。

そこは天草四郎が、キリスト教徒、農民とともに一揆をおこし、幕府の大軍勢と戦い、全滅していったという、天草・島原の乱として歴史に残る場所で、キリシタンの持物、踏絵など、生々しいものが数多く見られた。また、私の住む埼玉県は海がないため、海が見えるとそれだけでうれしくなってしまう。水がきれいで、島も多く、いりくんだ湾と景色は、最高である。天草五橋をのぞむ展望台では、美しさにしばしうっとりしてしまった。



＜水前寺公園＞

このへんは、真珠の養殖が行なわれていて、真珠の工場、お店も多かったが、今回はパス。夏にいらっしゃる会員は、ぜひ奥様や恋人にプレゼントされることをおすすめしたい。

夜は、松島温泉の岬亭という新しくできたホテルへ泊した。

松島温泉というと仙台のそばというイメージだが、こちらの松島温泉も、各室から海がみえ、魚貝類を中心とした料理がたくさん並び、ゆっくりお酒を楽しみ、温泉に入るといって、ぜいたくで、久々のゆっくりした時間を満喫できた。露天風呂は、冬の今では少しぬるめで寒いが、夏は、とてもよいのではないかと思う。

8月に、このコースに参加する人数にもよるが、家族でくつろぐには、ぴったりのホテルだと思った。

翌日、山本会員に予定外の熊本城と水前寺公園まで案内いただき、楽しい2日間をすごした。

夏の熊本大会では、たくさんの会員の参加と観光ツアーを楽しんでいただけたらと願っている。

佐賀コースの下見をして

東京青税 勝 又 和 彦

平成4年1月18日・19日の両日、今年8月に行われる第25回全国青年税理士連盟・熊本大会の観光ツアーの下見をしました。

私たちは、福岡空港から熊本青税の岡部芳告先生の案内で、吉野ヶ里遺跡・肥前夢街道・祐徳稲荷・武雄温泉へ行きました。

まず最初は、佐賀県神埼郡にある吉野ヶ里遺跡。平成元年2月下旬に、今から1800年ほど前の弥生時代後期の環濠集落の有様が、『魏志倭人伝』に記す邪馬台国の姿を彷彿とさせるということで、全国の注目を集めた遺跡です。環濠集落・高床倉庫・物見やぐら・堅穴住居が復元されており、弥生時代の生活が想像されます。又、吉野ヶ里遺跡で出土した遺物や模型により、吉野ヶ里の歴史を見ることができます。弥生時代の人々の知恵・技術に感心させられました。

次の肥前夢街道。私はこの名前を聞いた時に、そこに何があるのだろうかと思っていました。行っ



▲熊本城▼

てビックリ。広大な敷地の中には江戸時代。本陣・宿場・代官所・水車小屋・峠の茶屋等があり、通行手形を購入(入場料を払うこと)し、関所をくぐれば江戸時代の気分を満喫できます。

熊本大会の下見で来ましたと告げると係の人が、私たちを案内してくれ、はがくれ忍者屋敷の忍者ショー・芝居小屋「肥前座」芝居見学・大道商人芸の南京玉すだれ・ガマの膏売り等を見学させてくれました。肥前夢街道の中には、子供たちが遊ぶ施設が数多くあり1日中楽しむことができる所です。

祐徳稲荷は日本三大稲荷のひとつだそうです。私たちが着いた時はすでに午後5時頃だったので人の数も少なかったが、雄大な姿に思わず商売繁盛を祈ってしまいました。

最後の武雄温泉。私たちが宿泊したのは武雄センチュリーホテルで、大変新しくきれいなホテルでした。ホテル内にプール設備・日本庭園「慧洲園」等があり、ゆったりとくつろげるホテルです。食事もおいしく満足のいくものでした。

私たちは、下見ということで行きましたので、それぞれの所で関係者の説明を聞き、又疑問点などは質問しました。その結果私たちの行ったところは充分皆様に楽しんでもらえるものと確信しております。

今年の8月の熊本大会は大成功にしたいと思います。又、熊本青税の先生がたも一生懸命準備し

ております。是非とも多くの会員の皆様に参加されることを期待しております。

最後に、下見旅行の案内をしていただいた、熊本青税の岡部先生に心よりお礼申し上げます。

佐賀・長崎コースの下見をして

東京青税 山 岸 徹

1月18日(土) AM. 9時40分、飛行機は少し遅れて福岡空港に到着。熊本の高浜全青副会長等が迎えてくれてさっそく、4人、近藤東京青税会長、本田全青税副会長(東京)と私で、高浜氏の愛車で伊万里へ向う。私は初めての九州であり、事前の研究も正直何もしていなかったため、4人のうちでは一番おとなしく(?)雑談しているうちに伊万里着。腹ごしらえをしてから「伊万里焼会館」というところに入る。その名のとおり伊万里焼の展示即売場である。途中の車内で「小城(オギ)」という町が羊かんで有名ということを知っていたので3本買う。(これは帰って食べたところあっさりしていてとてもおいしかった。)会館の中で割引券をくれますが、よく見ると焼物に限ると書いてある、羊かんには使えませんでした。そのあと伊万里から車で15分ぐらいのところ^{オオカワチヤマ}大川内山というところにある秘窯の里へ行って古伊万里を見る。ここは鍋島藩の御用窯が置かれたところで、焼物だけしかないとありますが、説明ずきのユニークなおじさんがいたりしてけっこうもりあがりました。次に大村湾の首のところにある西海橋へ行ってうずしおを眺望。鳴門のうずしおのように考えると大部違いますが景色はなかなかよいところ、けっこう寒い。近くのレストラン(?)でなぜかみそ汁を飲む。中に名前のわからない魚がまるのまま入っていて結構おいしい。ほぼ予定どおり、3時半に長崎オランダ村着。ここは東京ディズニーランドから乗物を除いて少し規模を小さくしたような所。なかなか静かで(すいていたせいもある)家族連れにはよいと思う。しかしここは3月29日で閉鎖になり、近くの“ハウステンボス”が規模を拡大して乗物等も備え、夏までにはオープンするそうである。ここは町名もハウステンボス町でJRの駅もある。町全体が“ハウステンボス”な

のである。また現在「マルサの女」の伊丹監督の次作“ミンボー”のロケにも使われていると聞いている。オランダ村のかまぼこは試食した時はおいしかったのでお土産に買ったのですがとても評判が悪かった。

さていよいよ今日のお泊りの“矢太楼”です。

粕谷会長からも旅館のチェックをしっかりとしてくるよう申しついているので身を引きしめて(?)長崎へ向う。長年の人生経験から、名前からすると期待できない。途中の渋滞もあって市内に入った頃は夕暮。標識をたよりに山の上へ向う。長崎の街は市電が走りなかなか商店街もきれい。完全に夜になって“矢太楼”到着。思ったよりも歓迎されずに部屋へ。パンフに“風景絶佳”とあるがこれはいさではない。長崎の町が一望でき夜景がすばらしい。函館の夜景をもっと手近にしたような感じ。夏のツアーでは全員が夜景の見える部屋に宿泊できるとのこと。続いて風呂、これは狭い、ヘルスマーターがない!!少々減点。本日のメインのお食事。これが卓袱(しっぽく)料理。円卓で和中華というかすこぶる豪華。おばあちゃんの料理の説明もなかなか、ビールも酒もうまい。多少下見なので気をつけているのかと思ったら支配人曰く、夏のツアーのときも同じ料理を出すそうです。

総合評価はマル。ということで“矢太楼”を後にし熊本へ向う、二日酔いは一人もない。

高浜先生、一人でずっと運転ご苦労様でした。

本田先生、ナビゲーターずっと大変でした。

近藤先生、いつも会計担当ありがとうございました。

みなさんのおかげで無事役目が果たせたような気がします。

後は夏の大会の成功を祈るだけです。みなさん、夏に熊本で会いましょう。

(東京の動員担当 東京青税副会長)

